

主な改訂箇所・内容一覧

ページ	改訂箇所	改訂内容
全体	介護予防・生活支援サービス事業	「サービス・活動事業」に変更
P.1	1 介護予防・日常生活支援総合事業(概要)	介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの内容を踏まえ、事業の趣旨に変更
P.1	地域支援事業の全体像の図	総合事業の体系図に変更
P.1	新規追加	2 総合事業の全体像について記載
P.3	新規追加	②対象者を追記
P.4	【算定例】欄外	※暦上、第5週目がある月に関しては、第5週目もサービスの提供が必要です。を追加(通所型には以前から記載あり)
P.5	新規追加	②対象者を追記
P.5	(3)担い手登録型訪問サービス③算定方法欄外	※継続利用要介護者の請求方法は「堺市へ直接請求」のみです。を追加
P.7	②趣旨	担い手登録型訪問サービスの趣旨について、全面的に変更
P.7	新規追加	③として、担い手登録型訪問サービス事業所一覧の掲載箇所を追記(市ホームページのツリー)
P.9	新規追加	②対象者を追記
P.9	【A6サービスコード表(抜粋)】	「A6 1223」を追加、算定単位を「1回につき」に修正
P.9	【算定例】	1のコードを「1223」に変更
P.10	(3)担い手登録型通所サービス	②対象者を追記
P.10	(3)担い手登録型通所サービス③算定方法欄外	※継続利用要介護者の請求方法は「堺市へ直接請求」のみです。を追加
P.11	新規追加	⑥として、担い手登録型訪問サービス事業所一覧の掲載箇所を追記(市ホームページのツリー)
P.12	(4)短期集中通所サービス①概要	「1時間以上又は」を追加
P.12	(4)短期集中通所サービス①概要	事業の説明を追加
P.12	新規追加	②対象者を追記

P.13	新規追加	⑥として、サービスの利用に関する考え方を追記
P.13	新規追加	⑦として、担い手登録型訪問サービス事業所一覧の掲載箇所を追記(市ホームページのツリー)
P.14	下表のケアマネジメントの種類	「介護予防ケアマネジメント」に「(AF)」を追加、「居宅介護支援費」を「居宅介護支援」に修正し「(46)」を追加
P.15	サービスの併用の表	更新:48か月に修正
P.16	(1)新規	「新規(要介護・要支援認定を受けてない)の方がサービスを利用するには、原則、要介護・要支援認定申請を行う必要があります。ただし、」を削除
P.17	(2)更新 図中※2	4年おきの更新が必要です。に修正
P.17	(2)更新 図中※1②	基本チェックリストにより「届出日から」事業対象者(認定未更新)～に修正